

クライミングは安全確保の基本を守り、細心の注意を払わなければ危険なスポーツであることを忘れないでください。

## 秋田県スポーツ科学センタークライミングウォール利用規則

秋田県スポーツ科学センター

クライミングウォールの利用について、安全確保の技術と知識のある者に使用を限定するため利用規則を定める。

- クライミングウォールの使用期間は4月（施設の点検終了後）～11月、使用時間は午前9時から午後9時までとする。ただし毎週月曜日及び、月曜日が祝日と重なった際に振替される火曜日の休館日は利用することはできない。  
前段の規定にかかわらず、秋田県スポーツ科学センター所長（以下「管理者」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 当施設を利用するには、「検定」に合格した者に交付される「利用者認定証」が必要となる。誓約書の中身を御理解の上、「利用者認定証申請書」を提出すること。
- 広く県民が利用できるよう「認定講習会」を開催する。「認定講習会」を受講し「検定」に合格した者に利用者認定証が交付され、利用可となる。  
認定講習会の開催期日等は、スポーツ科学センターに問い合わせること。
- 利用にあたっては、受付窓口で使用料（一般220円、高校・大学生140円、小学・中学生80円）を支払い、受付名簿に氏名、開始時刻を記載すること。また利用終了時は受付名簿に終了時刻を記載すること。
- 利用に際しては、当日利用者認定証を提示できない者は使用を許可しない。  
※利用者認定証を紛失した者は、有効期限内のみ再発行が可能。「認定年月日」「顔写真」を添えてスポーツ科学センターに申し込むこと。
- 先にクライミングウォールを利用している者は、受付をしていない者を絶対にクライミングウォール内へ入れてはならない。そのようなことが発覚したときは、利用者認定証を返納させるものとする。安全管理のため、利用者相互が厳格な対応をすること。
- 遠来のクライマーにも、利用者認定証の取得を義務付ける。  
他県の認定証を所持しており、それが当スポーツ科学センタークライミングウォール利用者認定検定の合格レベルと同等と認められるときは、利用者認定申請書を提出してもらい、利用者認定証を交付する。
- 認定証の有効期限は3年とする。3年経過時は、更新講習の手続きをすること。  
（更新にかかわる連絡はしない。各自が期限を確認し申し込むこと。）
- 単独登はんは禁止とする。必ず本センターの利用者認定証を持つ二人で組んで利用すること。
- 中学生以下の場合、利用者認定証を持つ者が二人いても、利用者認定証を持った成年と組んで一緒に利用すること。
- 別に示すクライミングウォール使用心得及び注意事項を遵守すること。
- 管理者はクライミングウォール内の構造物等を故意に破損、破壊させたと認めるときは、利用者に対し責任を負わせるものとする。
- 当施設を利用する場合は、山岳保険かクライミング保険に加入していることが望ましい。

付則

この規則は 平成20年3月31日より施行する。  
平成25年3月31日一部改訂  
平成26年3月31日一部改訂  
平成31年4月 1日一部改訂

## クライミングウォール使用心得及び注意事項

秋田県スポーツ科学センター

### ○ 使用心得

- 1 次の場合は、登はん行為をしないこと。
  - ・酒気を帯びている場合
  - ・認定証保持者でない場合
- 2 登はん行為をする前に、ホールド及びスタンスの安全確認を行うこと。  
また、破損等があった場合は速やかにスポーツ科学センター事務室に報告すること。
- 3 ホールド及びスタンスを無断で変更しないこと。
- 4 登はんに関し事故が発生した場合は、使用者が責任を負うこと。
- 5 故意又は過失により施設及び付属設備を破損又は滅失させたときは、使用者が損害を賠償しなければならないこと。
- 6 他の利用者に迷惑を掛けないこと。
- 7 施設内及びその周辺にテント等の設営をしないこと。
- 8 自家用車の駐車については、違法駐車等、周辺の施設に迷惑を掛けないこと。
- 9 使用する場合は、スポーツ科学センター受付窓口に認定証を提示の上、「受付名簿」に氏名、入所時刻を記入し、使用料を支払うこと。終了後は受付窓口で「受付名簿」に退所時刻を記入してから退所すること。
- 10 午後9時までには退所していること。

### ○ 注意事項

- 1 2名以上のチームで登はんすること。
- 2 使用するロープは、UIAA規格のシングル用クライミングロープを使用すること。
- 3 1ルートに2本以上のロープを設置しないこと。また、カラビナに2本以上のロープを掛けないこと。
- 4 トップロープ方式により登はんする場合の支点は、必ず2か所以上取ること。  
また、支点に使用するカラビナは安全環付カラビナの場合は1個以上、通常のカラビナの場合は2個以上使用すること。
- 5 ロープは必ずカラビナに掛け、補助ロープやスリングに直接には絶対に掛けないこと。
- 6 登はん及び下降する場合は、必ず登はん用ベルトを装着し、確保器具、下降器具を用いること。

#### 使用期間及び時間

- ・4月（施設の点検終了後）～11月 午前9時から午後9時まで
- ・ただし、月曜日又は祝日が月曜日と重なった際に振替される火曜日は休館日とする。  
また、天候等により変更することもある。

※荒天等により、所長または本センター職員が危険と判断した場合は、利用を中止してもらうこともある。